

2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）

国際協力部教官

原 彰 一

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2023年12月2日（土）から同月13日（水）までの日程（移動日を含む。）で、ネパール最高裁イシュワル・プラサド・カティワダ判事ら16名を対象に、法務総合研究所及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）東京センター等において、2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）を実施した。詳細な研修日程等については、別添（別添1は研修日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

第2 研修の背景及び目的

ネパールでは、2006年に内戦が終結した後の平和構築・民主化プロセスにおいて、基本法の制定を始めとする法整備が司法セクターの主要な課題の一つとされてきた。特に、150年以上前に制定されたムルキアイン（民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等が渾然一体となった法）を近代化する機運が熟し、その中でJICAは2009年から民法の起草支援を開始し、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授を委員長とする民法改正支援アドバイザーグループを組織してネパール側の草案にコメントを中心とした支援を行った。これらの協力もあり、2017年には、民法典を含む基本5法が成立し、翌2018年から施行された。

しかし、民法典が施行されたものの、取引における第三者保護（取引の安全）、ネパール特有の家族財産分割制度等の家族法に関する諸問題、不法行為責任と契約責任、刑事責任との区別の不十分、国際私法に関する規定の整備や理解の不十分等、多くの課題が残されている。また、実務の運用面においても、民法典について信頼性の高い解説書がなく、解釈の不統一があることを背景として、民法典に新たに導入された制度を中心に適切に運用されておらず、裁判官の判断がまちまちになり予見可能性に乏しいといった課題がある。

このように民法典の内容及び運用に関して多くの課題が認められる中、民法改正支援アドバイザーグループの各委員が中心となって、民法典施行後もその改正及び運用改善に向けた支援を継続しており、これまで契約法、財産法、家族法、不法行為法、国際私法等の分野で日本側の知見を提供し、課題について議論するなどしてきた。これらの議論を通じ、ネパール側は現行民法典の問題点を実感しつつあり、現在、実務的な運用で対応できる部分と改正による対応が必要な部分を検討している状況にある。

上記のような状況の下、ネパール側から、日本側アドバイザーグループの各委員と集中的に議論をし、日本の実務を見聞して、民法典の課題や実務の改善点を特定して今

後の方針を策定したいとの要望が出された。そこで、今後の方針を具体化し、将来的に実施可能なものとするため、理論と実務の両面において日本側の知見を共有するべく、本研修の実施に至った。

第3 本研修の内容

1 アドバイザリーグループ委員等による講義

(1) 概要

本研修は、研修参加者と民法改正支援アドバイザリーグループ委員等が民法典に関する主要なテーマについて集中的に議論を行うことにより、法改正及び運用改善に向けた共通の問題意識を醸成することを目指し、同委員である前記松尾弘教授、南方暁新潟大学名誉教授、木原浩之亜細亜大学法学部教授、当職及び森永太郎国連アジア極東犯罪防止研修所所長（当時）を講師として、契約法、家族法、不法行為法、国際私法及び国際民事訴訟法等についてそれぞれ講義を実施した。また、近時、ネパールにおいて高齢者の財産管理・身上監護が課題となっていることから、上記南方暁名誉教授、東京パブリック法律事務所所属三上早紀弁護士、荒川豊国際協力部教官による、成年後見その他高齢者の財産管理・身上監護に関する制度についての講義を実施した。

各講義の要旨は以下のとおりである（以下、講義の実施順に記載する。）。

(2) 松尾弘教授による「財産法・契約法」の講義

松尾教授は、契約の効力や物権変動の時期、第三者保護に関し、日本法のみならず、フランス法やドイツ法等の外国法とネパール法を比較・検討する内容の講義を行った。財産法や契約法は、取引に関する基本的なルールとして経済活動にとって重要であるが、ネパールの民法典や判例には、国際的な水準から乖離した部分があり、研修参加者との議論を通じて、研修参加者にもそのような問題意識を共有してもらうことができた。

(3) 森永太郎所長（当時）及び当職による「国際私法・国際民事訴訟法」の講義

ネパールの民法典には、国際私法と題する章があるが、同章には国際私法に関する条文と国際民事訴訟法に関する条文が混在しており、それぞれの基本的な理解や区別が十分になされていないことから、森永所長及び当職において、それぞれの基本的なルールを概説した。ネパールでは、近時、国際結婚やネパール人同士の国際離婚のケースが増加し、裁判でも争われていることから、そのような具体的な事例の検討等を通じて、両者の適用場面の相違や基本的なルールの適用等に関する理解を深めてもらうことができた。

(4) 南方暁名誉教授による「日本とネパールの後見制度」、「家族法の諸課題」の講義

南方名誉教授は、後見制度に関する講義において、日本の任意後見契約を含む成年後見制度について、その基本理念や制度を概説し、研修参加者との間で、ネパールの後見、保佐の制度との異同等に関する意見交換をした。任意後見契約は、ネ

パールではまだ導入されていない制度であるが、今後そのニーズが高まる可能性があり、多くの質問が出るなど研修参加者から高い関心が示された。

また、家族法の諸問題に関する講義では、南方名誉教授において、民法典では明確にされていないが、理論上ないし実務上重要と思われる点に関する問題提起を行い、研修参加者との間で議論がされた。例えば、婚姻の効力発生時や終了時、家族の利益保護と第三者保護に関する規定等について議論がされ、民法典では明確でないが、研修参加者の間では共通理解があるものもあれば、研修参加者の間でも理解が分かれるものもあり、議論を通じて一つ一つの条文の理解を確かめていくことの重要性が研修参加者にも伝わったように思われる。

(5) 荒川教官による「成年後見登記制度」の講義

荒川教官は、法務省民事局に所属していた経験に基づき、成年後見登記制度について、その意義・目的や手続、登記の内容等に関する講義を行った。ネパールには、後見に関する登記制度が存在しておらず、取引の第三者保護という視点が十分ではないところ、日本において後見の公示とプライバシーの保護とのバランスを図りながら成年後見登記制度が運用されていることについて、研修参加者より多くの質問が出るなど興味深く聞いていた。

(6) 三上早紀弁護士による「日本における高齢者の財産管理制度」の講義

三上弁護士は、弁護士としての職務経験に基づき、法定後見（保佐、補助を含む。）、任意後見、家族信託、財産管理委任契約等の高齢者の財産管理に関する複数の制度を紹介し、それぞれの利害得失を踏まえ、実務上どのように使い分けがされているかなどについて講義を行った。ネパールでは、高齢者の財産管理・身上監護が社会問題化していることから、日本がこの問題にどのように対応しているかの知見・経験を共有することにより、ネパールでの課題に取り組む上で参考になることが期待される。

(7) 木原浩之教授による「不法行為法」、「消費者保護」の講義

木原教授は、ネパールの不法行為法に関して、①契約が存在する場合に不法行為が成立しないとする規定があること、②使用者責任の成立範囲が狭いこと、③共同不法行為で責任の割合に応じた分割責任になることについて問題提起をし、研修参加者との間で議論がされた。不法行為に関しては、従前より刑事責任との区別等も問題にされてきたところであり、被害者の救済や損害の公平な分担といった不法行為の目的を改めて考えてもらうことができた。

また、消費者保護に関する講義では、ネパールにおいて、契約自由の原則が強調され、不当条項規制等の消費者保護の法制が十分でないことを踏まえ、消費者契約の場合には契約自由の原則をそのまま適用することが相当でない旨を指摘した上で、消費者保護に関する複数のアプローチを比較・検討し、将来の法改正に向けた問題提起がなされた。

(8) 松尾教授による「多数当事者の債権債務関係」の講義

松尾教授は、多数当事者の債権債務関係について、日本とネパールの条文を比較・検討し、これをどのように処理するのが妥当であるか研修参加者との間で議論しながら、研修参加者の理解を深めていた。債権総論に関する規定が債権に共通するルールであることを説明する中で、特に連帯債務に関しては、共同不法行為の場合を含めて、債権者（被害者）が一人の債務者の無資力リスクを回避するために連帯債務とすることの必要性を研修参加者に考えてもらうことができた。

(9) グループによる検討及び検討結果の発表等

本研修の最終日には、前記の講義テーマに即して研修参加者をグループ分けし、グループ内で法改正及び運用改善に関する議論を行った上で、各グループが考える法改正及び運用改善の方策について発表し、講師より各発表に対してコメントをいただき、更に質疑応答を行った。これにより、日本側の講義の内容をより深く理解してもらい、研修参加者各自において今後の方策に向けた問題意識を本国に持ち帰ってもらうことができた。

2 見学・概要説明等

本研修では、現在、ネパールでカトマンズ地方裁判所に家事部を設置する取組が試験的に開始されており、将来的に家庭裁判所の設置を目指していることを受けて、日本の家庭裁判所の実務・運用を見てもらう目的で、東京家庭裁判所を訪問した。東京家庭裁判所では、裁判官、調査官及び書記官から家事調停・審判事件、後見監督事件等の家庭裁判所の事件処理に関する概要説明を受けるとともに、調停室・児童室等の家庭裁判所の施設を見学した。施設見学では、子どもを巡る紛争を適切に解決するために児童室での交流場面観察や親ガイダンスを実施していることについて、家庭裁判所独自の取組として興味深く見学してもらうことができた。

また、本研修では、他にも元最高裁長官である寺田逸郎法務省特別顧問を表敬し、日本・ネパールそれぞれの司法制度改革等に関する意見交換の機会を得ることができた。

第4 総括

前記のとおり、研修最終日に研修参加者のグループ発表を実施したところ、その内容は、今回の研修における日本側からのインプットを踏まえてネパール民法典の内容及び運用面の問題を整理し、改善への糸口を示唆するものとなっており、また、研修参加者のアンケートには、本研修で多くを学ぶことができ、執務に活かしたい旨の意見が複数見られるなど、講義を始めプログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができたといえる。

法改正及び運用改善に向けた取組には時間を要するため、本研修の実施後、短期間で具体的な成果を期待することは困難と思われるが、本研修には最高裁判事2名、法・司法・議会省の次官を始めとする裁判・行政実務の中核を担う人材が複数参加しており、

これらの参加者に法改正や運用改善の必要を実感してもらえたのであれば、これらの参加者により民法典の改正及び運用改善に向けた取組が促進されることが期待できる。また、各機関より若手の職員も参加しており、質疑応答や意見交換の場で積極的に意見を述べる様子が見受けられ、今後ネパールの法・司法分野の中核を担っていくことが期待される若手世代に民法典の問題点について実感してもらえたのであれば、将来の改正に向けてきっかけを与えることができたと考えられる。以上を総合すれば、本研修は所期の目的を十分に達成することができたといえる。

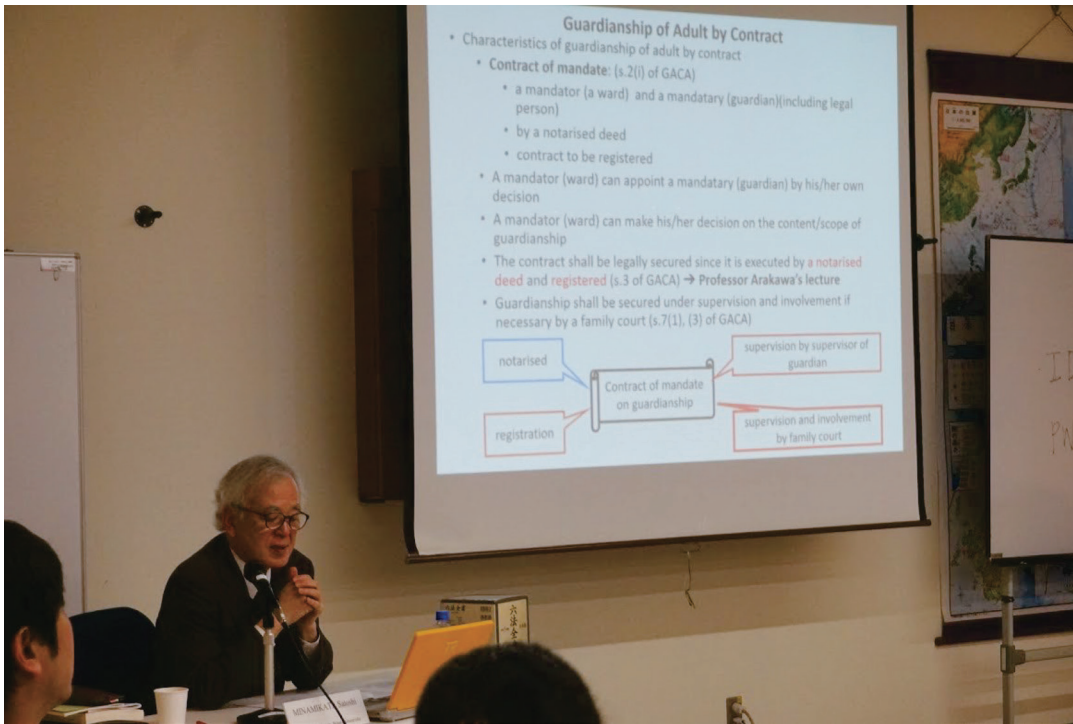
最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、御多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた東京家庭裁判所を始めとする関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

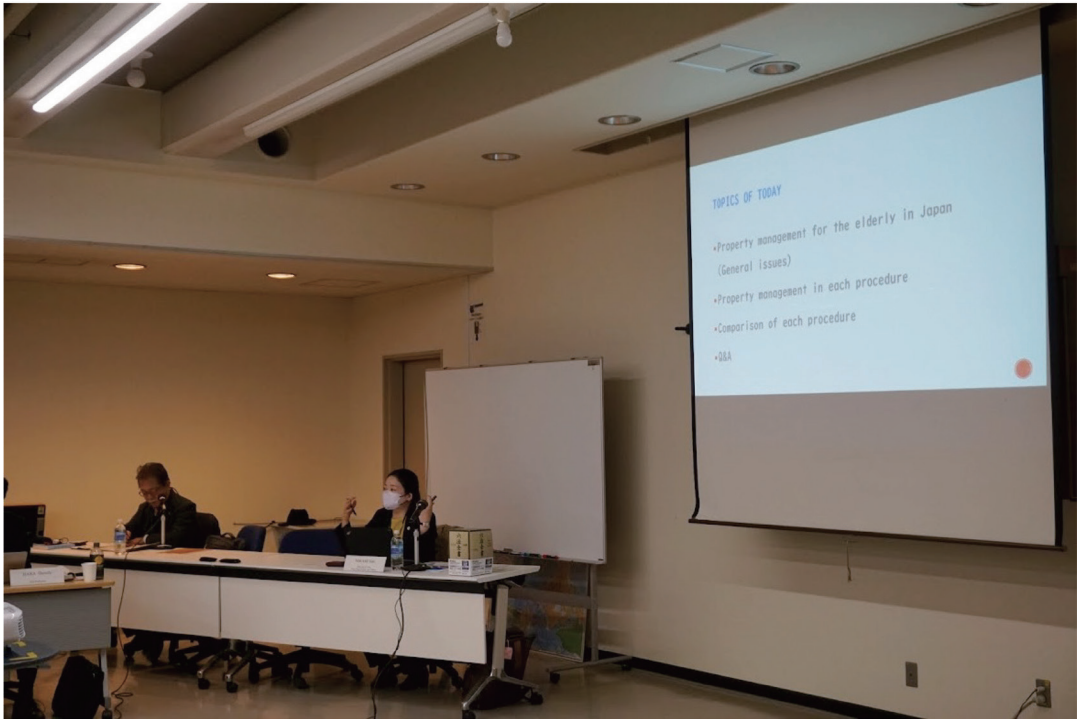
【法務省赤れんが棟前での集合写真】



【各講義の様子】







2023年度ネパール本邦研修「民法改正及び運用改善」日程表
 【令和5年12月2日（土）～12月13日（水）（移動日を含む。）】
 [担当：原教官、茅根教官、辻国際専門官、中嶋国際専門官]

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
12/2	土	【出国】 カトマンズ発				
12/3	日	【入国】 成田空港着				JICA東京センター泊
12/4	月	9:30 JICAオリエンテーション JICA東京センター	11:30 11:30 12:30 専門家オリエンテーション	14:00 14:30 14:30 国際協力部オリエンテーション 【発表】 ネパール側発表 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/5	火	10:00 【講義】 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授 「財産取引と契約、取引の安全」 JICA東京センター	12:00	14:00 【講義】 アジ研森永所長、ICD原教官 「国際私法・国際民事訴訟法」 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/6	水	10:00 【講義】 新潟大学 南方暁名誉教授 「ネパールの後見、準後見、日本の任意後見その他の制度」 JICA東京センター	12:00	14:00 【講義】 新潟大学 南方暁名誉教授 「家族法の課題」 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/7	木	9:45 【講義】 ICD荒川教官 「成年後見登記制度」 法務省（赤れんが棟）	11:15 11:20 12:00 【見学】 施設見学	12:00 13:30 14:00 【意見交換・写真撮影】 所長主催意見交換会 法曹会館	16:00 16:10 17:00 【見学】 東京家庭裁判所 【意見交換】 日本弁護士連合会 弁護士会館	JICA東京センター泊
12/8	金	10:00 【講義】 東京パブリック法律事務所 三上早紀弁護士 「高齢者の権利保護に関する実務の対応」 JICA東京センター	12:00	14:00 【講義】 亜細亜大学法学部 木原浩之教授 「不法行為法、契約法」 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/9	土					JICA東京センター泊
12/10	日					JICA東京センター泊
12/11	月	11:00 【講義】 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授 「多数当事者の債権債務関係、総論と各論の関係」 JICA東京センター	13:00	ネパール側プレゼン準備		JICA東京センター泊
12/12	火	9:30 総括質疑及び発表 JICA東京センター	11:30 12:30 評価会・修了式	(書類整理) JICA東京センター		JICA東京センター泊
12/13	水	【出国】 成田空港発				

2023年度ネパール本邦研修「民法改正及び運用改善」

1	イシュワル・プラサド・カティワダ
	Hon.Mr. Ishwor Prasad KHATIWADA 最高裁判所 判事(Justice)
2	プラカシュ・マン・シン・ラウト
	Hon.Mr. Prakash Man Singh RAUT 最高裁判所 判事(Justice)
3	ウダヤ・ラジ・サプコタ
	Mr. Udaya Raj SAPKOTA 法・司法・議会省 次官(Secretary)
4	リシ・ラム・ダワディ
	Mr. Rishi Ram DAWADI パタン高等裁判所 判事(Judge)
5	ダンダパニ・シャルマ
	Mr. Dandapani SHARMA カトマンズ地方裁判所 判事(Judge)
6	ラメシュ・プラサド・リジャル
	Mr. Ramesh Prasad RIJAL 国家司法学院 教授(地方裁判所判事)(Faculty / Judge)
7	マン・バハドウル・カルキ
	Mr. Man Bahadur KARKI 司法評議会事務局 次官補(不服申立・モニタリング担当)(Joint Secretary)
8	マン・バハドウル・アリアル・シェトリ
	Mr. Man Bahadur ARYAL KSHETRI 法・司法・議会省 次官補(法起草・法的意見・官報・移行期正義・議会担当)(Joint Secretary)
9	ディン・ナト・パラジュリ
	Mr. Din Nath PARAJULI トリブバン大学法学部キャンパスチーフ、准教授(Campus Chief, Associate Professor)
10	トゥララム・ギリ
	Mr. Tularam GIRI ネパール弁護士会 副会長(Vice President)
11	ウッタム・プラサド・アチャリヤ
	Mr. Uttam Prasad ACHARYA ネパール弁護士会 副会長(Vice President)
12	ビマラ・パウデル
	Ms. Bimala PAUDYAL 国家法律委員会(ネパール・ロー・コミッション) 上級職員(法起草担当)(Under Secretary)
13	ロカハリ・バシヤル
	Mr. Lokahari BASHYAL 法・司法・議会省 上級職員(法起草担当)(Under Secretary)
14	ラム・クリシュナ・パタク
	Mr. Ram Krishna PATHAK 国家法律委員会(ネパール・ロー・コミッション) 職員(法起草担当)(Section Officer)
15	バブラム・バットライ
	Mr. Baburam BHATTARAI 検事総長府 総務・人事部門 検事補(Assistant Government Attorney)
16	アヌジャ・ダッタ
	Ms. Anuja DUTTA 法・司法・議会省 職員(国際法・条約担当)(Section Officer)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一(HARA Shoichi) 茅根 航一(CHINONE Koichi)

国際専門官 / Administrative Staff 辻 のぞみ(TSUJI Nozomi) 中嶋 勇美(NAKAJIMA Yuki)